

消防消第32号
消防参第17号
平成31年2月1日

各都道府県消防防災主幹部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部参事官
【公印省略】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成30年6月8日政令第184号。以下「改正政令」という。）、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成30年6月19日厚生労働省令第75号。以下「改正省令」という。）、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成30年6月19日厚生労働省告示第249号。以下「改正告示」という。）及び安全帯の規格の全部を改正する告示（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号。以下「改正規格」という。）が公布又は告示され、平成31年2月1日から施行又は適用することとされたところです。

このことに関連した消防における安全帯の使用及び特別教育の取扱いについて、下記のとおり通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対して、改正政令、改正省令、改正告示、改正規格等の趣旨、内容について周知いただくとともに、各消防本部においては、消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）、「消防学校の教育訓練の実施」の教育指標（平成15年11月19日付け消防消第220号消防庁消防課長通知）、救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）等の内容を踏まえた、適切な訓練及び消防活動の実施並びに安全管理体制の確立に引き続き取り組まれるよう適切な指導及び助言を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 安全帯に関する主な改正内容について

改正政令において、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められるとともに、改正省令においても、安全帯を労働者に使用させることを義務付ける規定等について、「安全帯」が「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）」に改められました。

また、改正規格において、6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型のものでなければならないこととされました。

2 特別教育に関する主な改正内容について

改正省令において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定されている特別教育の対象となる業務に「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加され、改正告示に、その教育科目等が定められました。

特別教育については、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第37条に、「事業者は、特別教育の科目の一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。」とされており、別添1の第2の2（2）のとおり、特別教育を省略できる条件が示されています。

消防職員は、消防活動を行うための十分な知識及び技能を身につけるために、消防学校や職場教育等において、消防学校の教育訓練の基準、「消防学校の教育訓練の実施」の教育指標等に基づき、当該業務に関する教育訓練を受けていますが、別添1の第2の2（2）を踏まえ、各消防本部において、特別教育の省略の可否について適切に判断されるようお願いいたします。

なお、改正告示による改正後の安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）第24条に定められている特別教育の教育科目のうち、「関係法令」については、省略することができませんので、今回の改正内容も含めた教育の実施をお願いいたします。

3 施行期日、適用日及び経過措置について

上記改正は、平成31年2月1日から施行又は適用されます。ただし、2の改正を除いては、平成34年（2022年）1月1日までの間、改正前の法令に基づく安全帯の使用を認める猶予期間が設けられる等の経過措置が置かれています。

4 その他

改正省令による改正前の労働安全衛生規則第518条第2項では「労働者に安全帯を使用させる等」と規定されており、この「等」には、労働者に安全帯

等を使用させることが著しく困難な場合において、墜落による危害を防止するための保護帽を着用させる等の措置が含まれるとされているところです。この点については、「安全帯」が「要求性能墜落制止用器具」に改正されても変更はなく、別添2の第4の4(1)においても同様の内容が示されていますので、適切な対応をお願いします。

参考資料

- ・別添1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について(平成30年6月22日付け基発0622号第1号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添2 墜落用制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添3 安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について(平成31年1月25日付け基発0125号第2号厚生労働省労働基準局長通知)
- ・別添4 リーフレット「安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!」
- ・別添5 墜落制止用器具に係る質疑応答集(平成30年11月20日付け基安発1120第1号)
- ・別添6 改正された労働安全衛生法施行令等の新旧対照表
- ・別添7 墜落制止用器具の規格(厚生労働省告示第11号)

【問合せ先】

(消防活動及び特別教育に関すること)

消防庁消防・救急課 手塚、田村、森

電話：03-5253-7522

(救助活動に関すること)

消防庁国民保護・防災部参事官

布川、松浦、堀木、足立

電話：03-5253-7507

基 発 0622 第 1 号
平成 30 年 6 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号。以下「改正政令」という。）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号。以下「改正省令」という。）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 6 月 19 日にそれぞれ公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日から施行又は適用することとされたところである。

本改正は、諸外国や国際標準化機構（ISO）の動向等を踏まえ、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、安全性の向上を図るとともに、その適切な使用を図ることとしたものである。

改正政令、改正省令及び改正告示の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨及び概要

1 改正政令関係

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 42 条の対象となる機械等からいわゆる「U字つり」の安全帯を除くため、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」に改めること。

2 改正省令関係

- (1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)、ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)、クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)、ゴンドラ安全規則(昭和47年労働省令第35号)及び酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)の規定のうち、事業者に安全帯を労働者に使用させることを義務付ける規定及び安全帯の使用状況の点検等を義務付ける規定等について、「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)」に改めること。
- (2) 「U字つり」の安全帯は、墜落制止用器具として認められないため、(1)の改正により要求性能墜落制止用器具の使用が義務付けられる作業を行う場合、「U字つり」の安全帯を使用していたとしても、要求性能墜落制止用器具を併用しなければならないこと。
- (3) 法第59条第3項に基づき安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない危険又は有害な業務に、「高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」を追加すること。

3 改正告示関係

法第59条第3項の特別教育を行わなければならない業務として2(3)の業務を追加することに伴い、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。)において当該業務に係る特別教育の科目、範囲及び時間数等の細目を定めるなど所要の改正を行うこと。

4 施行日、適用日及び経過措置

(1) 改正政令

ア 改正政令は、平成31年2月1日から施行すること。

イ 改正政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(2) 改正省令

ア 改正省令は、平成31年2月1日から施行すること。

イ 2(1)に関する規定の適用については、2019年(平成31年)8月1日前に製造された安全帯(要求性能墜落制止用器具を除く。)は、2022年(平成34年)1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなすこと。

(3) 改正告示

平成31年2月1日から適用すること。

第2 詳細事項

1 「墜落制止用器具」の名称（施行令第13条第3項第28号関係）

- (1) 本条は、安全带に関するISO規格において「一本つり」の安全带を指す用語として「フォールアレスト・システム(fall-arrest systems)」という用語が用いられているところ、和訳すると高所から墜落してしまった場合に、地面等に激突する前に墜落をおさえとどめるという意味であることから、「墜落制止」とし、また、「墜落を制止するために用いる器具」であるため、その名称は「墜落制止用器具」としたものであること。
- (2) また、かつて、欧州諸国の規格等においては、「インダストリアル・セーフティベルト(industrial safety belt)」という用語が使用されていたが、ISO規格では、フルハーネス型を前提としているため、「セーフティベルト」という用語は使用されておらず、また、現行の諸外国の法令等においても、ほとんど使用されていない。我が国においても、今回の改正により、今後、フルハーネス型を原則としていく趣旨であることから、国際的な動向を踏まえ、「安全带」という用語は用いなかったものであること。

2 特別教育（安衛則第36条第41号及び特別教育規程関係）

(1) 対象業務（安衛則第36条第41号関係）

- ア 本条は、墜落災害においては、安全带を着用しているが使用していなかった事例や、安全带を使用しているがその使用方法が適切でなかった事例が多数あることを踏まえ、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて作業を行う労働者に対する教育を強化する趣旨であること。
- イ 本条で規定する業務は、作業床の設置が困難な場所での作業は、他の高所作業と比較して墜落の危険性が高いこと、フルハーネス型は胴ベルト型と比較して適切な着用や使用が難しいこと等を踏まえて規定されたものであること。
- ウ ロープ高所作業については、既に特別教育が義務付けられていることから、新たな特別教育の対象業務から除いたこと。

(2) 科目の省略（安衛則第36条第41号及び特別教育規程関係）

- 安衛則第37条の規定により、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識経験を有していると認められる労働者については、当該科目の教育を省略することができることとされている。この規定に基づき、次のとおり特別教育を省略することができるものであること。
- ア 適用日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおけるフルハーネス型の安全带を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第2項及び第3項に規定する科目のうち「作業に関する

知識」、「墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識」及び「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略することができること。

イ 適用日時点において、高さが2メートル以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおける胴ベルト型の安全帯を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者については、改正後の特別教育規程第24条第2項に規定する科目のうち「作業に関する知識」の科目を省略することができること。

ウ 特別教育規程第22条に定める足場の組み立て等の業務に係る特別教育又は特別教育規程第23条に定めるロープ高所作業に係る業務に係る特別教育を受けた者については、改正後の特別教育規程第24条第2項に規定する科目のうち「労働災害の防止に関する知識」を省略できること。

エ 改正省令公布後施行日より前に、改正後の特別教育規程第24条第2項及び第3項に規定する特別教育の全部又は一部の科目を受講した者については、当該受講した科目を省略できること。

(3) 施行日及び適用日（附則関係）

ア 改正省令及び改正告示における特別教育に係る規定は、平成31年2月1日に施行及び適用されること。

イ 改正省令附則第2条により、現行の安全帯の規格のみに適合するハーネス型安全帯であっても、改正後の要求性能墜落制止用器具とみなされるため、当該ハーネス型安全帯を用いて作業を行う場合であっても、施行日以降、改正された安衛則第36条第41号に該当する業務を行う場合は、特別教育の実施が義務付けられること。

3 墜落等による災害を防止するための措置（安衛則第130条の5等関係）

(1) 「墜落による危険のおそれに応じた性能」（安衛則第130条の5等関係）

ア 墜落制止用器具に「墜落による危険のおそれに応じた性能」を求める規定は、フルハーネス型を原則とすべきであるが、フルハーネス型墜落制止用器具の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合等の対応として、胴ベルト型の使用を認める等の趣旨から、定められたものであること。

イ なお、今後、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）を改正し、一定の高さを超える箇所で使用する墜落制止用器具はフルハーネス型であること、墜落制止用器具は着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものであること及びショックアブソーバを備えたランヤードについては、当該ショックアブソーバの種別が取付設備

の作業箇所からの高さ等に応じたものであること等を定めることを予定しているところであり、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する」とは、これら作業や作業の状況に応じて適切な性能を有する墜落制止用器具を選択することが含まれる予定であること。

(2) 施行日及び経過措置（附則関係）

ア 改正省令附則第2条は、一般的な安全帯の耐用年数を踏まえ、2019年（平成31年）8月1日前に製造された安全帯（要求性能墜落制止用器具を除く。）は、2022年（平成34年）1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなすこと。

イ 今後、安全帯の規格を改正するに当たり、2022年（平成34年）1月2日以降、墜落制止用器具は改正された安全帯の規格に適合することが義務付けられる予定であるが、2019年（平成31年）8月1日以前に製造された安全帯であっても、当該改正後の安全帯の規格に適合するものについては、墜落制止用器具として、2022年（平成34年）1月2日以降も使用できるものであること。

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号)

第 1 趣旨

高さ 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成 30 年 6 月 8 日に労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）第 13 条第 3 項第 28 号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」と改めた上で、平成 30 年 6 月 19 日に労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）等及び安全衛生特別教育規程（昭和 47 年労働省告示第 92 号）における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成 31 年 2 月 1 日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第 2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第 13 条第 3 項第 28 号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

第 3 用語

1 墜落制止用器具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用器具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用器具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用器具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備をいう。）等とを接続する

ためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。

- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カラビナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離 1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が 4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離 4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が 6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラビナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状

態で身体の作業位置を保持するためのものをいう。

(3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。

(4) 移動ロープ 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

(1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

(2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

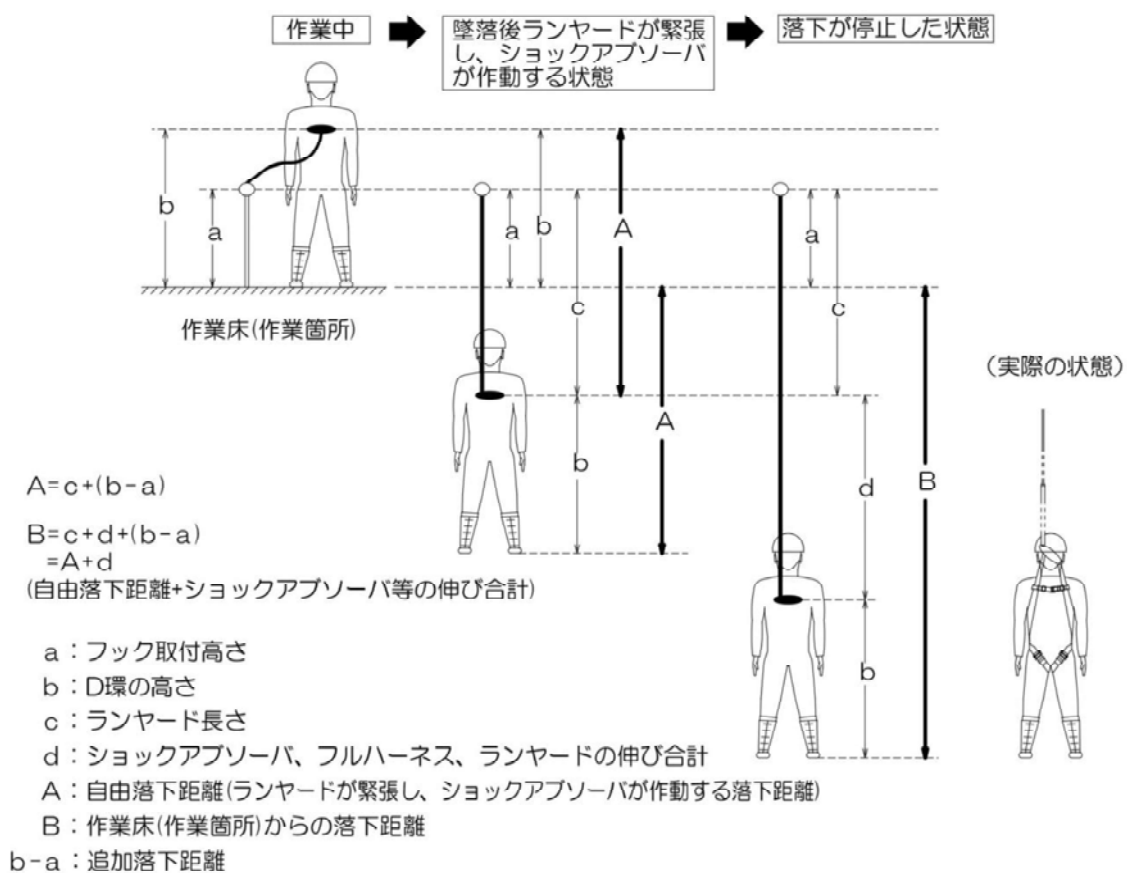


図1 フルハーネス型の落下距離等

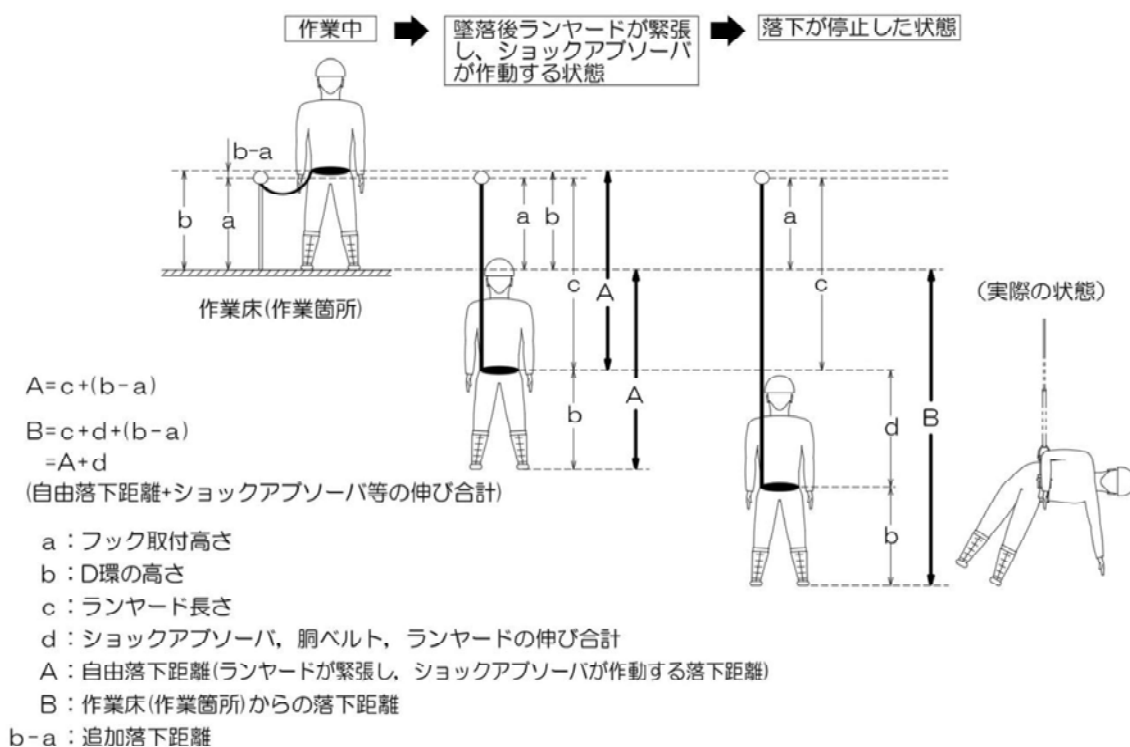


図2 胴ベルト型の落下距離等

第4 墜落制止用器具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用器具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用器具の選択には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）の選択が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用器具を選択する必要があること。
- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値（4メートル）及びショックアブソーバの伸びの最大値（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さ（6.75メートル）を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

2 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

（1）ショックアブソーバ等の種別の選定

- ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
- イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
- ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

（2）ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件（ランヤードのフック等の取付高さ(a)：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b)：1.45メートル。以下同じ。）の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常ランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。
- エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。
- オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

（3）体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg 又は 100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

（4）胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件（ランヤードのフック等の取付高さ：0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ：1.45メートル、ランヤード長さ：1.7メートル（この場合、自由落下距離は2.3メートル）、ショックアブソーバ（第一種）の伸びの最大値：1.2メートル、フルハーネス等の伸び：1メートル程度）を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよ

りも高い箇所では作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用器具の選定（ワークポジショニング作業を伴う場合）

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具（以下「ワークポジショニング用器具」という。）は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用器具を併用する必要があること。

（1）ショックアブソーバの種別の選定

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

（2）ランヤードの選定

ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。

イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。

ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法（二丁掛け）が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。

エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

（3）体重に応じた器具の選定

墜落制止用器具には、使用可能な最大質量（85kg 又は 100kg。特注品を除く。）が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

（4）フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用器具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。
- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることをないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全上必要な部品を取り外さないこと。胴ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。

- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。
 - オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。
 - カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態状態で体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。
 - キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。
- (2) 墜落制止用器具の取付設備
- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けないこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならない場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。
 - イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。
- (3) 墜落制止用器具の使用法（ワークポジショニング作業を伴わない場合）
- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
 - イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
 - ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
 - エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。
- (4) 墜落制止用器具の使用法（ワークポジショニング作業を伴う場合）
- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
 - イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。

ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれのないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。

エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用方法

ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。

イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題点をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。

ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。

エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

(1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。

(2) 一本の垂直親綱を使用する作業員数は、原則として一人とすること。

(3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。

(4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。

(5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注

意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻繁に横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講じること。
- (2) 水平親綱を使用する作業者は、原則として1スパンに1人とする。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振子状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に
行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全上必要な部品が全て揃っていることを確認すること。

- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンクや撚りもどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態
- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。

各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的にランヤードの目視チェッ

クが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいので念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品（例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード）を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることが望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所

- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

1 学科教育

科目	範囲	時間
作業に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ① 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ② 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③ 作業の方法 	1時間
墜落制止用器具 (フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ① 墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ② 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③ 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④ 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤ 墜落制止用器具の関連器具の使用方法 	2時間
労働災害の防止に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ① 墜落による労働災害の防止のための措置 ② 落下物による危険防止のための措置 ③ 感電防止のための措置 ④ 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤ 事故発生時の措置 ⑥ その他作業に伴う災害及びその防止方法 	1時間

関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
------	--------------------	-------

2 実技教育

科目	範囲	時間
墜落制止用器具 の使用等方法等	① 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ② 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③ 墜落による労働災害防止のための措置 ④ 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

基発 0125 第 2 号
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

安全帯の規格の全部を改正する告示の施行について

安全帯の規格の全部を改正する告示（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号。以下「改正規格」という。）が平成 31 年 1 月 25 日に告示され、平成 31 年 2 月 1 日から適用されることとなった。

本改正は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号。以下「改正安衛則」という。）の施行に伴い、諸外国や国際標準化機構（以下「ISO」という。）の動向等を踏まえ、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって足場を組み立てる等の措置が困難な場合等に使用される安全帯について、名称、使用制限及び構造等を全面的に改めることにより、その安全性の向上を図るためのものである。

改正規格の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、関係事業者に対する周知を図るとともに、これらの運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨等

1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 42 条においては、政令で定める一定の機械等は、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととしている。また、同条に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）第 13 条第 3 項各号において、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等を具体的に定めている。

今般、諸外国や ISO の動向等を踏まえ、また、改正政令により令第 13 条第

3 項第 28 号の「安全带（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めることに伴い、同号の機械等に係る厚生労働大臣が定める規格である安全带の規格（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）について、名称、構造及び試験方法等を見直すための全部改正を行ったものである。

2 基本的考え方

(1) 本改正は、ISO の規格 10333「フォールアレスト・システム(personal fall-arrest systems)」(以下「ISO 規格」という。)との整合を図るために行われたものであるが、一部、日本人の体格等を踏まえた我が国独自の基準が含まれること。

(2) 本改正では、可能な限り、強度及び衝撃荷重等の性能を規定し、材質、形状及び寸法等の仕様規定は極力省いたこと。

3 適用日及び経過措置

(1) 改正規格の適用日（平成 31 年 2 月 1 日）において、現に製造している安全带又は現に存する安全带の規格については、2022 年 1 月 1 日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。

(2) (1) の安全带以外の安全带で、2019 年 8 月 1 日前に製造された安全带又は同日において現に製造している安全带の規格については、2022 年 1 月 1 日までの間は、なお従前の例によることとできることとしたこと。

(3) (1) 及び (2) は、(1) 及び (2) の安全带又はその部分が改正規格に適合するに至った後における当該墜落制止用器具又はその部分については、適用しないこととしたこと。

第 2 詳細事項

1 「墜落制止用器具」の名称（名称関係）

(1) 改正政令により、令第 13 条第 3 項第 28 号の「安全带（墜落による危険を防止するためのものに限る。）」を「墜落制止用器具」と改めたことに伴い、告示の名称を「安全带の規格」から「墜落制止用器具の規格」に改めること。

(2) 令改正前に安全带として認められていた U 字つり用胴ベルト型安全带については、ISO 規格において、墜落を制止するための器具ではなく、作業時の身体の位置を保持するための器具である「ワークポジショニング(work-positioning systems)」に分類されていることに整合させるため、改正規格には含まれないこと。

2 定義（第 1 条関係）

(1) 本条第 1 号は、ISO 規格において、フルハーネスは骨盤付近、脚及び肩の周りに配置されたストラップ等によって構成されるものと規定されていることに整合させたものであること。

(2) 本条第4号は、フック、カラビナ及び環については、墜落制止用器具に係る部品を連結するための金具であり、ISO規格では、形状を問わず、「コネクタ」と統一されていることに整合させるため、フック、カラビナ及び環をまとめて「コネクタ」と定義したものであること。

(3) 本条第7号及び第8号について

ア 本条第7号及び第8号は、ISO規格に整合した「自由落下距離」及び「落下距離」の定義を追加したものであること。

イ 本条第8号の墜落制止時の「ランヤード及びフルハーネスの伸び等」の「等」には、ロック装置付き巻取り器の墜落制止時の追加引き出し長さ及びコネクタの変形が含まれること。

3 使用制限（第2条関係）

(1) 本条は、改正安衛則第130条の5等において、事業者は、「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具（以下「要求性能墜落制止用器具」という。）を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じる等と規定していることを踏まえ、「墜落による危険のおそれに応じた性能」を満たすための条件を規定する趣旨であること。

(2) 本条第1項については、墜落制止用器具はフルハーネス型を原則とすべきであるが、墜落時にフルハーネス型墜落制止用器具の着用者が地面に到達するおそれのある場合等の対応として、本規格に適合する胴ベルト型の使用を認めるという趣旨であること。本条は、この趣旨から、第8条第3項に定める第二種ショックアブソーバの自由落下距離（4.0メートル）及びショックアブソーバの伸び（1.75メートル）の合計値に1メートルを加えた高さである6.75メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型でなければならないことを規定したこと。

(3) 本条第2項について

ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が満たすべき「墜落による危険のおそれに応じた性能」として、墜落制止用器具が着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならないことを規定した趣旨であること。

イ 本項の「耐えるもの」には、着用者の体重及びその装備品の質量の合計が、第8条第6項で規定する落下試験用のトルソー、重り又は砂のうの質量（第9条第2項の規定により「使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値」としてショックアブソーバに表示されるもの）を超えないことが含まれること。

(4) 本条第3項について

ア 本項は、フルハーネス型か胴ベルト型かに関わらず、墜落制止用器具が

満たすべき「墜落による危険のおそれに応じた性能」として、ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならないことを規定した趣旨であること。

イ 本項の「適切なもの」には、ショックアブソーバの種別について、コネクタの取付設備等の高さ等により定まる自由落下距離が、第8条第3項で規定するショックアブソーバの種別に応じた基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの（第9条第2項の規定によりショックアブソーバに表示されるもの）を超えないことが含まれること。

4 構造（第3条関係）

(1) 本条第1項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、日本工業規格 T8165（以下「JIS T8165」という。）の5.2.1のa)からc)及びe)の規定による構造があること。

(2) 本条第1項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165の5.2.1d)の規定によるものがあること。

(3) 本条第1項第3号について

ア 本号のフルハーネス型に備えるランヤードについては、ショックアブソーバが含まれること。ただし、第8条第3項のショックアブソーバの衝撃荷重の基準と同等以上の衝撃吸収の機能を有する親綱等とランヤードが接続されている場合においても、ランヤードにショックアブソーバを備えることを求める趣旨ではないこと。

イ 本号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165の5.5.4から5.5.7の規定によるものがあること。

(4) 本条第1項第4号の「適切に結合でき、接続部が容易に外れないもの」には、例えば、JIS T8165の5.2.1g)、5.3.6及び5.5.2の規定によるものがあること。

(5) 本条第2項第1号の「適切に支持する構造」には、例えば、JIS T8165の5.2.2b)の規定による構造があること。

(6) 本条第2項第2号の「適切に適合させること」には、例えば、JIS T8165の5.1a)及び5.2.2a)の規定によるものがあること。

(7) 本条第2項第3号の「適切に接続したもの」には、例えば、JIS T8165の5.5.3から5.5.7の規定によるものがあること。

5 部品の強度（第4条関係）

(1) 本条で規定する部品の強度は、ISO規格で規定する静的荷重試験の基準値に整合させる趣旨であるが、日本人の体格等を踏まえ、ISO規格に整合させることで重量増加等があり、かえって労働災害を誘発する可能性があるものについては、日本独自の基準を採用した。また、本条で規定する引張

試験等の方法については、JIS T8165 に定める方法及びこれと同等の方法とするが、これらの方法は、原則として ISO 規格に適合させるものとし、ISO 規格に明確な規定がない場合は、欧米の規格を参考として定めたものであること。

(2) フルハーネスに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 2. 1 及び 8. 2. 2 の規定による方法があること。

(3) 胴ベルトに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 1. 1a) 及び 8. 1. 2 の規定による方法があること。

(4) ランヤードのロープ等について

ア 織ベルト・繊維ロープのランヤードの引張強度を ISO 規格に適合させると巻取り器やショックアブソーバが大型化し、作業性を損なうことにより、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、第一種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、従来どおり 15 キロニュートンとすることができるとし、足元にフックを掛けることで鉄骨等の鋭角による応力集中のおそれがある第二種ショックアブソーバを備えるランヤードについては、ISO 規格どおり 22 キロニュートンとしたこと。

イ ランヤードのロープ等に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 1. 1a) 及び 8. 1. 3 の規定による方法があること。

(5) コネクタの引張強度について

ア コネクタの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、従来どおり 11.5 キロニュートンとしたこと。

イ コネクタに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 1. 1a)、8. 1. 4 及び 8. 1. 8 の規定による方法、「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める耐力試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 1. 1b) 及び 8. 1. 5 の規定による方法があること。

(6) ショックアブソーバの引張強度について

ア ショックアブソーバの引張強度は、ISO 規格への適合に伴う重量増加により、かえって労働災害を誘発するおそれがあることから、種別を問わず 15 キロニュートンとしたこと。

イ ショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8. 1. 1a) 及び 8. 1. 7 の規定による方法があること。

(7) 巻取り器について

ア 巻取り器は、ISO 規格に直接該当する規定がないことから、日本独自の基準として、コネクタと同じ引張強度を求めることとし、さらに、ロック装置を有する巻取り器については、ショックアブソーバの最大の衝撃荷重である6キロニュートンの引張強度を求めたこと。

イ 巻取り器のうち、任意の長さで巻取りを停止させる機能を有するものについては、ストラップを最大限引き出したときに巻取りを停止させた状態で使用することが可能であることから、ロック装置の有無に関わらず、ロック装置を有さない巻取り器として規格を適用すること。

ウ 巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.5 の規定による方法があること。

エ ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める引張試験の方法」には、JIS T8165 の 8.2.1 及び 8.2.6 の規定による方法があること。

6 材料 (第5条関係)

本条は、第4条の表の上欄に掲げる墜落制止用器具の部品の材料について規定したものであること。

7 部品の形状 (第6条関係)

(1) 本条は、可能な限り、性能に関する規定とする趣旨から、フルハーネスの織り方、厚さ及びよじれ等、ISO 規格に規定がない形状等の仕様規定を削除するとともに、ISO 規格で規定されているフルハーネスの主たる部分の幅等に整合する規定としたこと。

(2) フルハーネスについては、ISO 規格において主ストラップが40ミリメートル、補助ストラップが20ミリメートルと規定されていることを踏まえて規定したものであり、「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.1 の e) 及び f)、5.3.1 及び 5.3.2 の規定によるものがあること。

(3) 胴ベルトに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.2.2e) 及び 5.3.3 の規定によるものがあること。

(4) 補助ベルトとは、胴ベルト型墜落制止用器具に、墜落時の衝撃を和らげるために胴ベルトに加えて使用する帯状の部品をいい、補助ベルトに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d) 及び 5.3.4 の a) 及び b) の規定によるものがあること。

(5) バックルに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める振動試

験の方法」には、JIS T8165 の 8.4 の規定による方法があること。また、「確実にベルトを保持することができること」には、例えば、JIS T8165 の 6.5 の規定によるものがあること。

- (6) ランヤードに係る「標準的な自由落下距離」とは、第 9 条第 2 項で規定する「標準的な使用条件」で使用した場合の自由落下距離を示す趣旨であり、「標準的な使用条件」を決定する際の目安については、10 のア及びウに示すところによること。また、ランヤードに係る「縫製及び形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.1d)、5.3.11 の a) から c)、5.3.12、5.4.1 の a)、b)、d)、e) 及び f)、5.4.2 及び 5.4.3 の規定によるものがあること。
- (7) コネクタの「適切な外れ止め装置」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8a)、5.3.9a) の規定によるものがあること。なお、コネクタのうち、取り外しができない形状のものについては、外れ止め装置は要求されないこと。また、コネクタに係る「形状が安全上適切なものであること」には、例えば、JIS T8165 の 5.3.8b)、5.3.9c) 及び 5.3.10 の規定によるものがあること。

8 部品の接続（第 7 条関係）

- (1) 本条は、部品の接続について、ベルトとバックルの接続等の個別の接続に関する仕様規定を削除し、求められる性能を規定することとしたものであること。
- (2) 本条第 1 項の「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、例えば、JIS T8165 の 5.5.1 から 5.5.7 の規定によるものがあること。また、安全上必要な部品が取り外されていると墜落制止用器具の機能が発揮できないことを踏まえ、「的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるもの」には、墜落制止用器具の製造者が指定する安全上必要な部品が的確に接続されていることが含まれること。
- (3) 本条第 2 項は、別々の製造者によって製造されたランヤードとフルハーネスなどが組み合わされる場合であっても、相互に干渉することなく、所期の機能を発揮できる必要があることから規定する趣旨であること。

9 耐衝撃性等（第 8 条関係）

- (1) 本条第 1 項のフルハーネスに係る「日本工業規格 T8165（墜落制止用器具）に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の 8.3.3 の規定による方法があること。また、「トルソーを保持できるもの」には、例えば、JIS T8165 の 6.4.2a) の規定によるものがあること。
- (2) 本条第 2 項について
- ア 本項のフルハーネスの落下試験時のトルソーの中心線とランヤードのなす角度の上限は、ISO 規格に合わせ、45 度としたこと。併せて、ランヤ

ードを接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、墜落時にランヤードが顔面に激突する危険を減らし、かつ、墜落後の自力による応急措置を行いやすくする等の趣旨により、欧州の規格に合わせて50度を上限としたこと。

イ 「身体の前面に備え付ける場合等」の「等」には、感電防護衣等を着用するためにコネクタの位置を低くする必要がある場合が含まれること。

(3) 本条第3項について

ア 本項のショックアブソーバに係る落下試験における自由落下距離及び基準については、ISO規格に整合させたものであること。

イ 本項のショックアブソーバに係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の6.4.1a)、8.3.4及び8.3.11の規定による方法があること。

ウ 本項のショックアブソーバに係る落下試験の「同等の方法」には、ISOの規格 10333-2 の5.1.1に適合するテストランヤードを使用することが含まれること。

エ 第一種ショックアブソーバに係る落下試験については、1.8メートルを超える自由距離を落下させ、第一種の基準に適合することを確認することは、より安全な措置であることから認められること。ただし、第二種の自由落下距離である4.0メートルを超えることは認められないこと。この場合、本項で規定する落下試験において第一種の基準に適合することが確認された自由落下距離のうち、1.8メートル以上4.0メートル以下のものが、第6条の表のランヤードの項第2号及び第9条第2項に規定する「第8条第3項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの」に該当すること。

(4) 本条第4項のロック装置を有さない巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の8.3.5の規定による方法があり、ロック装置を有する巻取り器に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の8.3.6の規定による方法があること。

(5) 本条第5項の胴ベルト型に係る「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める落下試験の方法」には、JIS T8165 の6.4.1、8.3.9及び8.3.10の規定による方法があること。

(6) 本条第6項第1号の「日本工業規格 T8165 (墜落制止用器具) に定める形状、寸法及び材質に適合するもの」には、JIS T8165 の8.3.1b)1)の規定によるものがあること。また、同項第2号の「特殊の用途」には、100キログラムを超える質量に耐える墜落制止用器具を使用する用途が含まれること。

10 表示（第9条関係）

本条第2項の「標準的な使用条件」を製造者が決定する際には、次に掲げる数値を目安として使用すること。ただし、ア及びイは、成人男性を前提としているため、女性用等、着用者を限定した墜落制止用器具については、ア及びイの数値に関わらず、適切な数値を使用しても差し支えないこと。また、ロック装置付き巻取り器を備えるランヤードについては、当該巻取り器のストラップが最大限引き出されたときの長さの2分の1を標準的な使用条件におけるランヤードの長さとして差し支えないこと。

ア フルハーネスにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ
1.45メートル

イ 胴ベルトにランヤードを接続する部分の作業床等からの高さ 0.95メートル

ウ コネクタの取付設備の作業床等からの高さ

① 第一種ショックアブソーバの場合 0.85メートル

② 第二種ショックアブソーバの場合 0メートル

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○ →	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	× →	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○ →	ハーネス型 (一本つり)

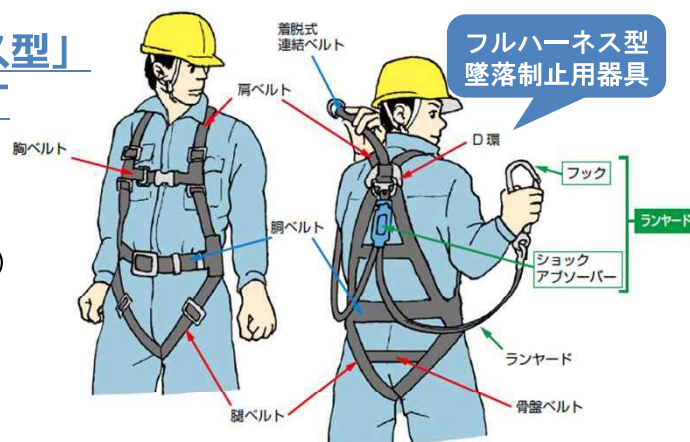
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2 ~

ガイドラインについて P 4 ~

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5 ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能								販売可能								×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合には一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間

実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

● 自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

● 落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

● 垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

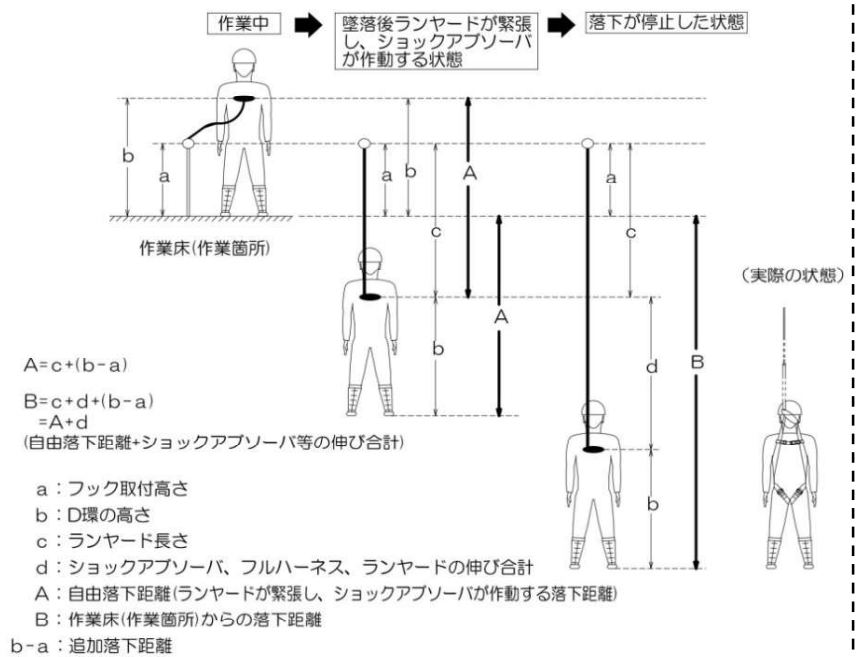
● 水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

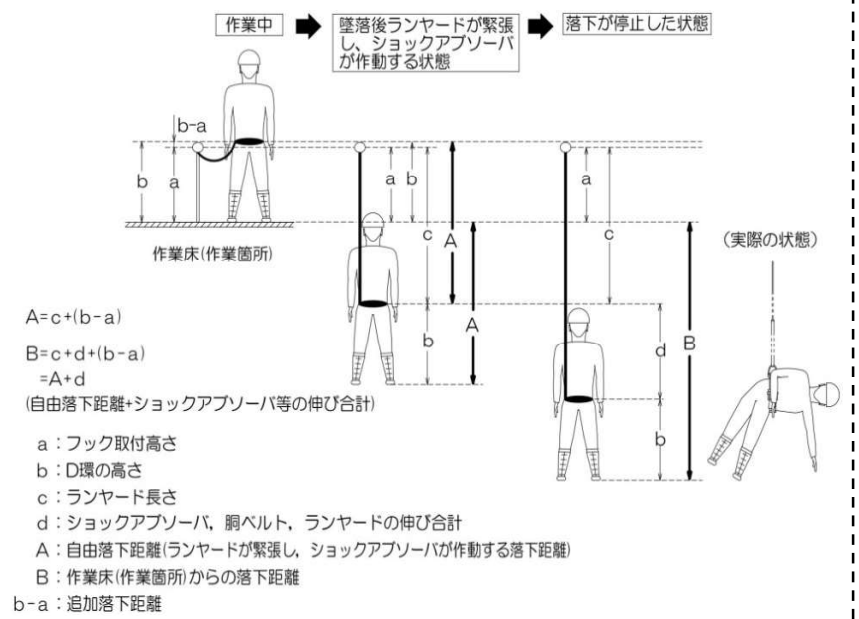
● ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

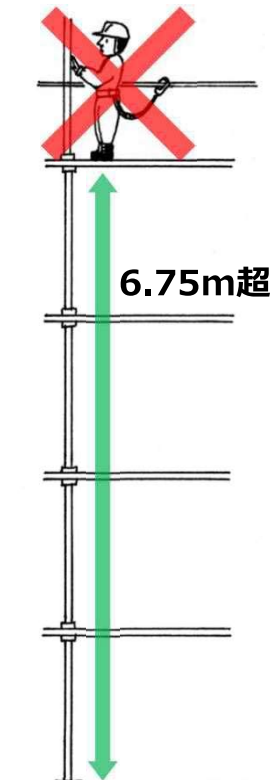
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

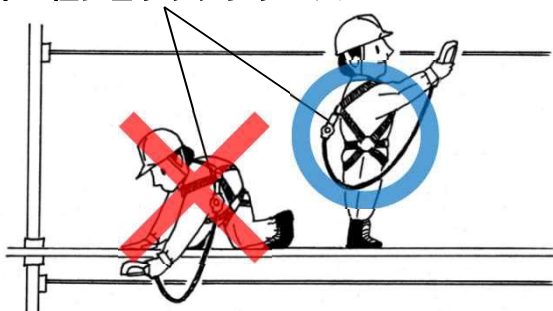


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

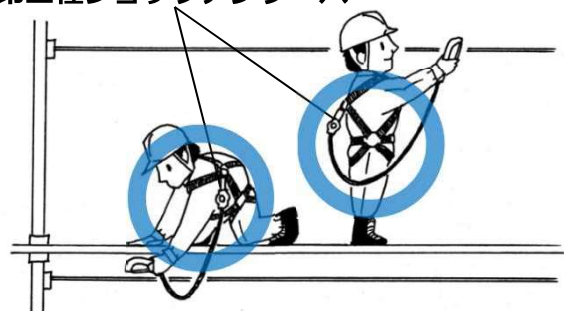
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【 墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋） 】 -----

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(＝6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※1を、足下にフック等をつけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔 ※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。 〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※2を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔 ※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。 〕

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

第1 趣旨

高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であるが、こうした措置が困難なときは、労働者に安全帯を使用させる等の措置を講ずることが事業者には義務付けられている。

今般、墜落による労働災害の防止を図るため、平成30年6月8日に労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。)第13条第3項第28号の「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用具」と改めた上で、平成30年6月19日に労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)等及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)における墜落・転落による労働災害を防止するための措置及び特別教育の追加について所要の改正が行われ、平成31年2月1日から施行される。

本ガイドラインはこれらの改正された安衛令等と相まって、墜落制止用具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、改正安衛令等に規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項、並びに労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示すことを目的とし、制定したものである。

事業者は、本ガイドラインに記載された事項を的確に実施することに加え、より現場の実態に即した安全対策を講ずるよう努めるものとする。

第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用具を使用して行う作業について適用する。

第3 用語

1 墜落制止用具を構成する部品等

- (1) フルハーネス型墜落制止用具 墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用具をいう。
- (2) 胴ベルト型墜落制止用具 身体の腰部に着用する帯状の部品で構成される墜落制止用具をいう。
- (3) ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備(墜落制止用具を安全に取り付けるための設備をいう。)等を接続するためのロープ又はストラップ(以下「ランヤードのロープ等」という。)及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む。
- (4) コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。
- (5) フック コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するためのかぎ形の器具をいう。
- (6) カカピナ コネクタの一種であり、ランヤードの構成部品の一つ。ランヤードを取付設備又は胴ベルト若しくはフルハーネスに接続された環に接続するための環状の器具をいう。
- (7) ショックアブソーバ 墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0 キロニュートン以下であるものをいい、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0メートルで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0 キロニュートン以下であるものをいう。
- (8) 巻取り器 ランヤードのストラップを巻き取るための器具をいう。墜落を制止するときにランヤードの繰り出しを瞬時に停止するロック機能を有するものがある。
- (9) 補助ロープ 移動時において、主となるランヤードを掛け替える前に移動先の取付設備に掛けることによって、絶えず労働者が取付設備と接続された状態を維持するための短いロープ又はストラップ(以下「ロープ等」という。)をいう。
- (10) 自由落下距離 作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック又はカラピナ(以下「フック等」という。)の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう(図1及び図2のA)。
- (11) 落下距離 作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス若しくは胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう(図1及び図2のB)。

2 ワークポジショニング作業関連

- (1) ワークポジショニング作業 ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業をいう。
- (2) ワークポジショニング用ロープ 取付設備に回しがけるロープ等で、伸縮調節器を用いて調整したロープ等の張力によってU字つり状態で身体は作業位置を保持するためのものをいう。
- (3) 伸縮調節器 ワークポジショニング用ロープの構成部品の一つ。ロープの長さを調節するための器具をいう。
- (4) 移動ロープ 送電線用鉄塔等の建設工事等で使用される、鉄塔に上部が固定され垂らされたロープをいう。

3 その他関連器具

- (1) 垂直親綱 鉛直方向に設置するロープ等による取付設備をいう。
- (2) 水平親綱 水平方向に設置するロープ等による取付設備をいう。

(※図1・図2省略)

第4 墜落制止用具の選定

1 基本的な考え方

- (1) 墜落制止用具は、フルハーネス型を原則とする。ただし、墜落時にフルハーネス型の墜落制止用具を着用する者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用が認められること。
- (2) 適切な墜落制止用具の選定には、フルハーネス型又は胴ベルト型の選択のほか、フック等の取付設備の高さに応じたショックアブソーバのタイプ、それに伴うランヤードの長さ(ロック付き巻取り器を備えるものを含む。)の選定

が含まれ、事業者がショックアブソーバの最大の自由落下距離や使用可能な最大質量等を確認の上、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて適切な墜落制止用具を選択する必要があること。

- (3) 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用すると仮定した場合の自由落下距離とショックアブソーバの伸びの合計値に1メートルを加えた値以下とする必要があること。このため、いかなる場合にも守らなければならない最低基準として、ショックアブソーバの自由落下距離の最大値(4メートル)及びショックアブソーバの伸びの最大値(1.75メートル)の合計値に1メートルを加えた高さ(6.75メートル)を超える箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならないこと。

2 墜落制止用具の選定(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- (1) ショックアブソーバ等の種別の選定
 - ア 腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定すること。
 - イ 鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。
 - ウ 両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件(ランヤードのフック等の取付高さ(a):0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ(b):1.45メートル。以下同じ。)の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時におけるフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。
- エ フルハーネス型で二丁掛けを行う場合、二本の墜落制止用のランヤードを使用すること。

- オ 胴ベルト型で二丁掛けを行う場合、墜落制止用のランヤードのフック等を掛け替える時のみに使用するものとして、補助ロープを使用することが認められること。補助ロープにはショックアブソーバを備えないものも含まれるが、その場合、作業時に使用されることがないように、長さを1.3メートル以下のものを選定すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) 胴ベルト型が使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件(ランヤードのフック等の取付高さ:0.85メートル、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45メートル、ランヤード長さ:1.7メートル(この場合、自由落下距離は2.3メートル)、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2メートル、フルハーネス等の伸び:1メートル程度)を想定すると、目安高さは5メートル以下とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

3 墜落制止用具の選定(ワークポジショニング作業を伴う場合)

ワークポジショニング作業に使用される身体保持用の器具(以下「ワークポジショニング用具」という。)は、実質的に墜落を防止する効果があるが、墜落した場合にそれを制止するためのバックアップとして墜落制止用具を併用する必要があること。

(1) ショックアブソーバの種別の選択

ワークポジショニング作業においては、通常、足下にフック等を掛ける作業はないため、第一種ショックアブソーバを選定すること。ただし、作業内容に足下にフック等を掛ける作業が含まれる場合は、第二種ショックアブソーバを選定すること。

(2) ランヤードの選定

- ア ランヤードに表示された標準的な条件の下における落下距離を確認し、主に作業を行う箇所の高さに応じ、適切なランヤードを選定すること。
- イ ロック機能付き巻取り式ランヤードは、通常のランヤードと比較して落下距離が短いため、主に作業を行う箇所の高さが比較的低い場合は、使用が推奨されること。
- ウ 移動時のフック等の掛替え時の墜落を防止するため、二つのフック等を相互に使用する方法(二丁掛け)が望ましいこと。また、ワークポジショニング姿勢を保ちつつ、フック等の掛替えを行うことも墜落防止に有効であること。

- エ 二丁掛けを行う場合、2本の墜落制止用のランヤードを使用することが望ましいが、二本のうち一本は、ワークポジショニング用のロープを使用することも認められること。この場合、伸縮調整器により、必要最小限のロープの長さで使用すること。

(3) 体重に応じた器具の選定

墜落制止用具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。

(4) フルハーネス型の選定

ワークポジショニング作業を伴う場合は、通常、頭上に構造物が常に存在し、フック等を頭上に取り付けることが可能であるので、地面に到達しないようにフルハーネス型を使用することが可能であることから、フルハーネス型を選定すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれがある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

- (1) 墜落制止用具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降(昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。)は基本的に異なる概念であること。また、伐採など、墜落制止用具のフック等を掛ける場所がない場合など、墜落制止用具を使用することが著しく困難な場合には、保護帽の着用等の代替措置を行う必要があること。
- (2) 垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールを用いて昇降を行う際には、墜落制

- 止機能は求められないこと。また、ISO規格で認められているように、垂直親綱、安全ブロック又は垂直レールに、子綱とスライド式墜落制止用の器具を介してフルハーネス型の胸部等に設けたコネクタと直結する場合であって、適切な落下試験等によって安全性を確認できるものは、当該子綱とスライド式墜落制止用の器具は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。
- (3) 送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型のランヤードに該当すること。この場合、移動ロープのショックアブソーバは、第二種ショックアブソーバに準じた機能を有するものであること。

第5 墜落制止用器具の使用

1 墜落制止用器具の使用法

(1) 墜落制止用器具の装着

- ア 取扱説明書を確認し、安全に必要な部品が揃っているか確認すること。
- イ フルハーネス型については、墜落制止時にフルハーネスがずり上がり、安全な姿勢が保持できなくなることはないように、緩みなく確実に装着すること。また、胸ベルト等安全に必要な部品を取り外さないこと。胸ベルト型については、できるだけ腰骨の近くで、墜落制止時に足部の方に抜けない位置に、かつ、極力、胸部へずれないよう確実に装着すること。
- ウ バックルは正しく使用し、ベルトの端はベルト通しに確実に通すこと。バックルの装着を正確に行うため、ワンタッチバックル等誤った装着ができない構造となったものを使用することが望ましいこと。また、フルハーネス型の場合は、通常2つ以上のバックルがあるが、これらの組み合わせを誤らないように注意して着用すること。
- エ ワークポジショニング用器具は、伸縮調節器を環に正しく掛け、外れ止め装置の動作を確認するとともに、ベルトの端や作業服が巻き込まれていないことを目視により確認すること。
- オ ワークポジショニング作業の際に、フック等を誤って環以外のものに掛けることのないようにするため、環又はその付近のベルトには、フック等を掛けられる器具をつけないこと。
- カ ワークポジショニング用器具は、装着後、地上において、それぞれの使用条件の状態体重をかけ、各部に異常がないかどうかを点検すること。
- キ 装着後、墜落制止用器具を使用しないときは、フック等を環に掛け又は収納袋に収める等により、ランヤードが垂れ下がらないようにすること。ワークポジショニング用器具のロープは肩に掛けるかフック等を環に掛けて伸縮調節器によりロープの長さを調節することにより、垂れ下がらないようにすること。

(2) 墜落制止用器具の取付設備

- ア 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に対し十分耐え得る堅固なものであること。取付設備の強度が判断できない場合には、フック等を取り付けたいこと。作業の都合上、やむを得ず強度が不明な取付設備にフック等を取り付けなければならぬ場合には、フック等をできる限り高い位置に取り付ける等により、取付設備の有する強度の範囲内に墜落制止時の衝撃荷重を抑える処置を講ずること。
- イ 墜落制止用器具の取付設備の近傍に鋭い角がある場合には、ランヤードのロープ等が直接鋭い角に当たらないように、養生等の処置を講ずること。

(3) 墜落制止用器具の使用法(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ア 取付設備は、できるだけ高い位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- エ 補助ロープは、移動時の掛替え用に使用するものであり、作業時には使用しないこと。

(4) 墜落制止用器具の使用法(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ア 取付設備は、原則として、頭上の位置のものを選ぶこと。
- イ 垂直構造物や斜材等に取り付ける場合は、墜落制止時にランヤードがずれたり、こすれたりしないようにすること。
- ウ ワークポジショニング用器具は、ロープによじれないことを確認したうえで、フック等が環に確実に掛かっていることを目視により確認し、伸縮調節器により、ロープの長さを作業上必要最小限の長さに調節し、体重をかけるときは、いきなり手を離して体重をかけるのではなく、徐々に体重を移し、異状がないことを確かめてから手を離すこと。
- エ ワークポジショニング用ロープは、移動時の掛替え時の墜落防止用に使用できるが、作業時には、別途、墜落制止用器具としての要件を満たす別のランヤードを使用して作業を行う必要があること。ワークポジショニング用ロープを掛替え時に使用する場合は、長さを必要最小限とすること。

(5) フック等の使用法

- ア フック等はランヤードのロープ等の取付部とかぎ部の中心に掛かる引張荷重で性能を規定したものであり、曲げ荷重・外れ止め装置への外力に関しては大きな荷重に耐えられるものではないことを認識したうえで使用すること。
- イ 回し掛けは、フック等に横方向の曲げ荷重を受けたり、取付設備の鋭角部での応力集中によって破断したりする等の問題が生じるおそれがあるので、できるだけ避けること。回し掛けを行う場合には、これらの問題をよく把握して、それらの問題を回避できるように注意して使用すること。
- ウ ランヤードのロープ等がねじれた状態でフック等の外れ止め装置に絡むと外れ止め装置が変形・破断して外れることがあるので、注意すること。
- エ ランヤードのフック等の取付部にショックアブソーバがある形状のものは、回し掛けをしてフック等がショックアブソーバに掛かるとショックアブソーバが機能しないことがあるので、回し掛けしないこと。

2 垂直親綱への取付け

- (1) 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取付けた取付設備にフック等を掛けて使用すること。
- (2) 一本の垂直親綱を使用する作業員数は、原則として一人とすること。

- (3) 垂直親綱に取り付けた取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- (4) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (5) 長い合成繊維ロープの垂直親綱の下端付近で使用する場合は、墜落制止時に親綱の伸びが大きくなるので、下方の障害物に接触しないように注意すること。

3 水平親綱への取付け

- (1) 水平親綱は、墜落制止用器具を取り付ける構造物が身近になく、作業工程が横移動の場合、又は作業上頻りに横方向に移動する必要がある場合に、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。なお、作業場所の構造上、低い位置に親綱を設置する場合には、短いランヤード又はロック機能付き巻取り式ランヤードを用いる等、落下距離を小さくする措置を講ずること。
- (2) 水平親綱を使用する作業員は、原則として1スパンに1人とすること。
- (3) 墜落制止用器具は、可能な限り、墜落した場合に振り状態になって物体に激突しないような場所に取り付けること。
- (4) 水平親綱に合成繊維ロープを使用する場合は、墜落制止時に下方の障害物・地面に接触しないように注意すること。

第6 点検・保守・保管

墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実にを行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

1 点検

- 点検は、日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うものとし、次に掲げる事項について作成した点検基準によって行うこと。定期点検の間隔は半年を超えないこと。点検時には、取扱説明書に記載されている安全に必要な部品が全て揃っていることを確認すること。
- (1) ベルトの摩耗、傷、ねじれ、塗料・薬品類による変色・硬化・溶解
- (2) 縫糸の摩耗、切断、ほつれ
- (3) 金具類の摩耗、亀裂、変形、錆、腐食、樹脂コーティングの劣化、電気ショートによる溶融、回転部や摺動部の状態、リベットやバネの状態
- (4) ランヤードの摩耗、素線切れ、傷、やけど、キンクや燃りもりどり等による変形、薬品類による変色・硬化・溶解、アイ加工部、ショックアブソーバの状態

- (5) 巻取り器のストラップの巻込み、引き出しの状態。ロック機能付き巻取り器については、ストラップを速く引き出したときにロックすること。各部品の損傷の程度による使用限界については、部品の材質、寸法、構造及び使用条件を考慮して設定することが必要であること。

ランヤードのロープ等の摩耗の進行は速いため、少なくとも1年以上使用しているものについては、短い間隔で定期的ランヤードの目視チェックが必要であること。特に、ワークポジショニング用器具のロープは電柱等とこすれて摩耗が激しいので、こまめな日常点検が必要であること。また、フック等の近くが傷みやすいため念入りな点検が必要であること。

また、工具ホルダー等を取り付けている場合には、これによるベルトの摩耗が発生するので、定期的にホルダーに隠れる部分の摩耗の確認が必要であること。

2 保守

保守は、定期的及び必要に応じて行うこと。保守にあたっては、部品を組み合わせたパッケージ製品(例：フック等、ショックアブソーバ及びロープ等を組み合わせたランヤード)を分解して他社製品の部品と組み合わせることは製造物責任の観点から行わないこと。

- (1) ベルト、ランヤードのロープ等の汚れは、ぬるま湯を使って洗い、落ちにくい場合は中性洗剤を使って洗った後、よくすすぎ、直射日光に当たらない室内の風通しのよい所で自然乾燥させること。その際、ショックアブソーバ内部に水が浸透しないよう留意すること。
- (2) ベルト、ランヤードに塗料がついた場合は、布等でふきとること。強度に影響を与えるような溶剤を使ってはならないこと。
- (3) 金具類が水等に濡れた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗ること。
- (4) 金具類の回転部、摺動部は定期的に注油すること。砂や泥等がついている場合はよく掃除して取り除くこと。
- (5) 一般的にランヤードのロープ等は墜落制止用器具の部品の中で寿命が最も短いので、ランヤードのロープ等のみが摩耗した場合には、ランヤードのロープ等を交換するか、ランヤード全体を交換すること。交換にあたっては、墜落制止用器具本体の製造者が推奨する方法によることを望ましいこと。
- (6) 巻取り器については、ロープの巻込み、引出し、ロックがある場合はロックの動作確認を行うとともに、巻取り器カバーの破損、取付けネジの緩みがないこと、金属部品の著しい錆や腐食がないことを確認すること。

3 保管

墜落制止用器具は次のような場所に保管すること。

- (1) 直射日光に当たらない所
- (2) 風通しがよく、湿気のない所
- (3) 火気、放熱体等が近くにない所
- (4) 腐食性物質が近くにない所
- (5) ほこりが散りにくい所
- (6) ねずみの入らない所

第7 廃棄基準

- 1 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
- 2 点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

第8 特別教育

事業者は、高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、あらかじめ、次の科目について、学科及び実技による特別の教育を所定の時間以上行うこと。

(※図表省略)

ご不明の点等ありましたら、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

墜落制止用器具に係る質疑応答集

平成 30 年 11 月

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

目次

1	墜落制止用器具の定義.....	2
2	施行日及び経過措置.....	2
3	墜落制止用器具の選択.....	3
4	特別教育の対象作業.....	4
5	特別教育の科目の省略.....	6
6	特別教育の実施者.....	9
7	特別教育の記録.....	9
8	その他.....	10

(注記)

旧規格：「安全帯の規格」（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号）

新規格：2019 年 1 月に告示予定の「墜落制止用器具の規格」

1 墜落制止用器具の定義

【質問 1-1】

安全帯と墜落制止用器具はどう違うのか。

(答)

「墜落制止用器具」には、従来の「安全帯」に含まれていたワークポジショニング（身体を作業箇所に保持すること）用の器具である旧規格のU字つり用胴ベルト型安全帯（以下、「U字つり用胴ベルト」といいます。）は含まれません。

なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」、「一本つり胴ベルト型安全帯」、「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2 施行日及び経過措置

【質問 2-1】

施行日(2019年2月1日)以降、一本つりの胴ベルト型墜落制止用器具は高さ6.75メートルを超える箇所で使用できなくなるのか。経過措置はないのか。

(答)

使用できません。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

【質問 2 - 2】

施行日（2019年2月1日）以降、U字つり用胴ベルトは使用できなくなるのか。
経過措置はないのか。

（答）

U字つり用胴ベルトについては、ワークポジショニング用の器具として使用することは差し支えありませんが、施行日（2019年2月1日）以降、墜落制止用器具には該当しませんので、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合、墜落制止用器具（フルハーネス型又は一本つり胴ベルト型（高さ6.75メートルを超える箇所ではフルハーネス型））との併用が必要になります。

ただし、経過措置により、2019年8月1日以前に製造された安全帯（胴ベルト型（一本つり、U字つり）、ハーネス型のいずれも含む。）であって、旧規格に適合しているものについては、2022年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなされますので、高さに関わらず使用可能です。

3 墜落制止用器具の選択

【質問 3 - 1】

高さ6.75メートルを超える箇所での作業と、高さ6.75メートル以下の箇所での作業が混在するとき、常時フルハーネス型を使ってもよいか。

（答）

問題ありません。

フルハーネス型は高さによる使用制限はなく、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）「第4 墜落制止用器具の選定」の「1 基本的な考え方」においても、「墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること」とされています。

さらに、取付設備の高さや作業者の体重に応じたショックアブソーバのタイプとランヤードの長さ（ロック付き巻取り器を備えるものを含む。）を適切に選択することも必要です。

4 特別教育の対象作業

【質問 4-1】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型を使っている人は、全員、特別教育を行わなければならないか。

(答)

法令で特別教育が義務付けられるのは、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務」に限られます。

したがって、作業床が設けられている箇所における作業、胴ベルト型墜落制止用器具を用いて行う作業については、特別教育は義務づけられません。

なお、旧規格に適合しているフルハーネス型安全帯を使用して、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて作業を行う場合においても、特別教育は必要です。

【質問 4-2】

高所作業車を用いた作業についても、特別教育を行わなければならないか。

(答)

高所作業車のバスケット内での作業であれば、通常、作業床があると認められるため、特別教育は義務付けられません。

なお、高所作業車のバスケット内で作業する場合であっても、高さが6.75メートルを超える箇所で作業を行う場合には、フルハーネス型墜落制止用器具の使用が義務付けられます。

【質問 4-3】

「作業床」とはどのようなものか。

(答)

法令上具体的な定義はありませんが、一般的には、足場の作業床、機械の点検台など作業のために設けられた床を指します。

また、ビルの屋上、橋梁の床板など、平面的な広がりを持った建築物の一部であって、通常その上で労働者が作業することが予定されているものについても作業床となると考えられます。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 4－4】

身を乗り出す作業、手すりがない場所や開口部での作業について、特別教育が必要か。

(答)

一般的に、作業床上での作業であれば特別教育は義務付けられません。具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

なお、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けること又は労働者に墜落制止用器具を使用させること等が義務づけられます。

【質問 4－5】

高さ2メートル以上の箇所でフルハーネス型墜落制止用器具を着用して通行や昇降をするだけの場合、特別教育は必要か。

(答)

「通行」や「昇降」をするだけの場合、特別教育は必要ありません。

【質問 4－6】

「通行」「昇降」の定義はあるか。工事の進捗確認、点検なども「通行」「昇降」に含まれるか。

(答)

法令上の定義はありませんが、一般的に、「通行」とは、通っていくという意味、「昇降」とは、昇ったり降りたりするという意味であり、それ以外の行為（工事の進捗確認、現場巡視、点検など）は、「通行」や「昇降」にはあたりません。

ただし、昇降を主たる目的として、昇降しながら昇降用の設備（はしご等）の健全性等を確認するような場合は「昇降」に含まれます。

5 特別教育の科目の省略

【質問5-1】

特別教育は、2019年2月1日までに、全員が受けなければならないのか。科目の省略はないのか。

(答)

一般には、必ずしも全員ではなく、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に就く者に対しては、2019年2月1日までに特別教育を行わなければなりません。ただし、一定の経験のある者については、以下のとおり、一部の科目の省略が可能です。(平成30年6月22日付け基発0622第1号)

- ① 施行日(2019年2月1日)時点において、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」、「墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識」、「墜落制止用器具の使用方法等」の科目を省略できます。
- ② 施行日(2019年2月1日)時点において、高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところで胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、「作業に関する知識」の科目を省略できます。
- ③ 足場の組立て等特別教育受講者又はロープ高所作業特別教育受講者は、「労働災害の防止に関する知識」の科目を省略できます。

なお、改正省令公布後施行日(2019年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を施行日以降に再度受講する必要はありません。

<参考：特別教育について（安衛則第 36 条、安全衛生特別教育規程第 24 条）>

<学科教育>

科目	範囲	時間
作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2 時間
労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	0.5 時間

<実技教育>

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用 方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5 時間

【質問 5－2】

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の修了者は、特別教育の科目を省略できるか。また、「とび技能士」などは特別教育の一部省略はできないか。

(答)

特別教育の一部省略の条件等は【質問 5－1】(答)のとおりですので、「足場の組立て等作業主任者技能講習の修了」や「とび技能士」をもって特別教育の一部の科目の省略はできません。【質問 5－1】(答)の要件に該当するかどうかで判断してください。

【質問 5－3】

科目省略の要件に、「6月以上従事した経験」とあるが、この経験は胴ベルト型又はフルハーネス型を用いた作業であれば、どのような作業でもいいか。

(答)

高さが2メートル以上の箇所での作業であれば、作業内容に限定はありませんが、「6月以上従事した経験」に該当するためには、継続的にその作業に就いている必要があります。

【質問 5－4】

「6月以上従事した経験」の証明に、定められた基準はあるか。

(答)

一般的には、当該労働者を雇用する(していた)事業者が証明することになると思われます。

証明に関して、法令で定められた基準・様式等はありません。

【質問 5－5】

「6 月以上従事した経験」の考え方について、特別教育受講時点では6 ヶ月の経験がないが、施行日（2019 年 2 月 1 日）時点では6 ヶ月以上の経験がある見込みであるとき、特別教育の一部省略はできるか。

（答）

6 ヶ月以上の経験を見込み、施行日より前に科目の一部を省略して特別教育を受講いただくことは問題ありません。

ただし、施行日において経験が足りない場合には、省略した科目の補講が必要となりますので、ご注意ください。

6 特別教育の実施者

【質問 6－1】

特別教育は、外部の教育機関で受講しなければならないのか。

（答）

法令では、事業者には、特別教育の実施を義務付けておりますので、事業者が自ら特別教育を実施するのは、当然、差し支えありません。

【質問 6－2】

特別教育の講師要件はあるか。

（答）

特別の資格要件はありませんが、特別教育の科目について十分な知識、経験を有する者でなければなりません。（平成 27 年 8 月 5 日付け基発 0805 第 1 号）

7 特別教育の記録

【質問 7－1】

特別教育の修了証や書類の保存義務はあるのか。

（答）

事業者は、特別教育を行ったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、これらを 3 年間保存しなければなりません。

8 その他

【質問 8-1】

高さを算定する場合の基準点は地上となるか。屋根や足場は基準点となるか。

(答)

原則として地上（GL）を基準としますが、十分な広さを持つコンクリート床面の上方で高所作業を行う場合など、さらにそこから墜落することが想定できない場合などについては、その高さを基準点とすることができます。

具体的な判断は、所轄の労働基準監督署にご相談ください。

【質問 8-2】

フルハーネス型を購入する際に補助金があると聞いたが、どのようなものか。

(答)

新しい規格に対応する機械への更新等を促進する目的で、「既存不適合機械等更新支援補助金事業（仮称）」を平成 31 年度予算として要求しているところです。平成 31 年度予算が成立するまで、具体的な内容は未定です。

政令第百八十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第二十八号を次のように改める。

二十八 墜落制止用器具

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年二月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 墜落制止用器具</p> <p>二十九〜三十四（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一〜二十七（略）</p> <p>二十八 安全帯（墜落による危険を防止するためのものに限る。）</p> <p>二十九〜三十四（略）</p> <p>4・5（略）</p>

○厚生労働省令第七十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第二十七条第一項、第五十九条第三項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四十 (略)</p> <p>四十一 高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具(令第十三条第三項第二十八号の墜落制止用器具をいう。第三百十条の五第一項において同じ。)<u>のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(前号に掲げる業務を除く。)</u></p> <p>(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び第三十九号から第四十一号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(粉砕機等への転落等における危険の防止)</p> <p>第三百十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならぬ。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、<u>墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(以下「要求性能墜落制止用器具」という。)</u>を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特別教育を必要とする業務)</p> <p>第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇四十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(特別教育の細目)</p> <p>第三十九条 前二条及び第五百九十二条の七に定めるもののほか、第三十六号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで、第三十九号及び第四十号に掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</p> <p>(粉砕機等への転落等における危険の防止)</p> <p>第三百十条の五 事業者は、食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならぬ。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、<u>安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。以下同じ。)</u>を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具その他の命綱（以下「要求性能墜落制止用器具等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（転落等の危険の防止）

第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 （略）

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（林業架線作業主任者の職務）

第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 （略）

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（要求性能墜落制止用器具等の使用）

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使用しなければならない。

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯その他の命綱（以下「安全帯等」という。）の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（転落等の危険の防止）

第百四十二条 事業者は、粉砕機又は混合機（第百三十条の五第一項の機械を除く。）の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、蓋、囲い、高さが九十センチメートル以上の柵等を設けなければならない。ただし、蓋、囲い、柵等を設けることが作業の性質上困難な場合において、安全帯を使用させる等転落の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

2 （略）

3 労働者は、第一項ただし書の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（林業架線作業主任者の職務）

第百五十一条の百二十七 事業者は、林業架線作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 （略）

三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

（安全帯等の使用）

第百九十四条の二十二 事業者は、高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し、又は下降する構造のものを除く。）を用いて作業を行うときは、当該高所作業車の作業床上の労働者に安全帯等を使用させなければならない。

2 前項の労働者は、安全帯等を使用しなければならない。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(型枠支保工の組立て等作業主任者の職務)

第二百四十七条 事業者は、型枠支保工の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)

三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(地山の掘削作業主任者の職務)

第三百六十条 事業者は、地山の掘削作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(土止め支保工作業主任者の職務)

第三百七十五条 事業者は、土止め支保工作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。

一・二 (略)

三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の掘削等作業主任者の職務)

第三百八十三条の三 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 (略)

二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- 四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

(ずい道等の覆工作業主任者の職務)

第三百八十三条の五 事業者は、ずい道等の覆工作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(採石のための掘削作業主任者の職務)

第四百四条 事業者は、採石のための掘削作業主任者に、次の事項を行わなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- 四 (略)

(建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の五 事業者は、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(鋼橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の九 事業者は、鋼橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(木造建築物の組立て等作業主任者の職務)

第五百十七条の十三 事業者は、木造建築物の組立て等作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務)

第五百十七条の十八 事業者は、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(コンクリート橋架設等作業主任者の職務)

第五百十七条の二十三 事業者は、コンクリート橋架設等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全带等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等)

第五百十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(要求性能墜落制止用器具等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

(ホッパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土

三 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業床の設置等)

第五百十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 (略)

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(安全帯等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行う場合において、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に安全帯等を使用させるときは、安全帯等及びその取付け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

(ホッパー等の内部における作業の制限)

第五百三十二条の二 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止器具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所の高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、要求性能墜落制止器具を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、要求性能墜落制止器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(要求性能墜落制止器具の使用)

砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(煮沸槽等への転落による危険の防止)

第五百三十三条 事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所の高さが七十五センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に安全帯を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(ライフラインの設置)

第五百三十九条の二 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下この節において「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下この節において「ライフライン」という。）を設けなければならない。

(作業指揮者)

第五百三十九条の六 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 作業中、安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(安全帯の使用)

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならない。

2 前項の要求性能墜落制止用器具は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

3 (略)

4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

第五百三十九条の七 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならない。

2 前項の安全帯は、ライフラインに取り付けなければならない。

3 労働者は、第一項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業開始前点検)

第五百三十九条の九 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

(架設通路)

第五百五十二条 (略)

2 前項第四号の規定は、作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

3 (略)

4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(作業床)

第五百六十三条 (略)

2 (略)

3 第一項第三号の規定は、作業の性質上足場用墜落防止設備を設ける

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において要求性能墜落制止用器具の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規

ことが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二 (略)

4・5 (略)

6 労働者は、第三項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等の作業)

第五百六十四条 事業者は、つり足場、張出し足場又は高さが二メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業にあつては、墜落による労働者の危険を防止するため、次の措置を講ずること。

イ (略)

ロ 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置を講ずること。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

五 (略)

2 労働者は、前項第四号に規定する作業を行う場合において安全帯の使用を命ぜられたときは、これを使用しなければならない。

(足場の組立て等作業主任者の職務)

第五百六十六条 事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行なわせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の

定は、適用しない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 (略)
- 四 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)
第五百七十五条の六 (略)

- 2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 一 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 (略)
- 3 (略)
- 4 労働者は、第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。

規定は、適用しない。

- 一 (略)
- 二 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 (略)
- 四 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

(作業構台についての措置)
第五百七十五条の六 (略)

- 2 前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中棧等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中棧等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。
 - 一 安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
 - 二 (略)
- 3 (略)
- 4 労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならぬ。

(ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正)

第二条 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー(令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、<u>安衛則第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(ボイラー据付け作業の指揮者)</p> <p>第十六条 事業者は、ボイラー(令第二十条第五号イからニまでに掲げるボイラー及び小型ボイラーを除く。)の据付けの作業を行うときは、当該作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)その他の命綱及び保護具の使用状況を監視すること。</p> <p>(就業制限)</p> <p>第二十三条 事業者は、令第二十条第三号の業務については、特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許又は二級ボイラー技士免許を受けた者(以下「ボイラー技士」という。)でなければ、当該業務につかせるはならない。ただし、<u>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第四十二条に規定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p>

(クレーン等安全規則の一部改正)

第三条 クレーン等安全規則(昭和四十七年労働省令第三十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二十七条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具(安衛則第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において要求性能墜落制止用器具等の使用を</p>	<p>第二十七条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)[<u>その他の命綱(以下「安全帯等」という。)</u>]を使用させること。</p> <p>三 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(組立て等の作業)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 作業中、安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。</p> <p>第七十三条 (略)</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働者に安全帯等を使用させること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>3 労働者は、前項の場合において安全帯等の使用を命じられたときは</p>

命じられたときは、これを使用しなければならない。

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百八条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百五十三条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第九十一条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

、これを使用しなければならない。

(ジブの組立て等の作業)

第七十五条の二 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百八条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第一百五十三条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(組立て等の作業)

第九十一条 (略)

2 事業者は、前項第一号の作業を指揮する者に、次の事項を行わせなければならない。

一・二 (略)
三 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。

一・二 (略)
三 作業中、安全带等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(ゴンドラ安全規則の一部改正)

第四条　ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十七条第一項において「<u>安衛則</u>」という。)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に<u>関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</u></p> <p>(<u>要求性能墜落制止用器具等</u>) 第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に<u>要求性能墜落制止用器具(安衛則第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)</u>その他の命綱(以下この条において「<u>要求性能墜落制止用器具等</u>」という。)を使用させなければならない。</p> <p>2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の<u>要求性能墜落制止用器具等</u>は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、<u>要求性能墜落制止用器具等</u>の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>	<p>(特別の教育) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に<u>関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。</u></p> <p>(<u>安全帯等</u>) 第十七条 事業者は、ゴンドラの作業床において作業を行うときは、当該作業を行う労働者に<u>安全帯(令第十三条第三項第二十八号の安全帯をいう。)</u>その他の命綱(以下この条において「<u>安全帯等</u>」という。)を使用させなければならない。</p> <p>2 つり下げのためのワイヤロープが一本であるゴンドラにあつては、前項の<u>安全帯等</u>は当該ゴンドラ以外のものに取り付けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、<u>安全帯等</u>の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p>

(酸素欠乏症等防止規則の一部改正)

第五条 酸素欠乏症等防止規則(昭和四十七年労働省令第四十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(要求性能墜落制止用器具等)</p> <p>第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。))第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。</p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</p> <p>(保護具等の点検)</p> <p>第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用して酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p> <p>(立入禁止)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の酸素欠乏危険場所については、<u>安衛則第五百八十五条第一項第四号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る。)</u>は適用しない。</p>	<p>(安全带等)</p> <p>第六条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、労働者に安全带(令第十三条第三項第二十八号の安全带をいう。))その他の命綱(以下「安全带等」という。))を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の場合において、<u>安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。</u></p> <p>3 労働者は、第一項の場合において、<u>安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u></p> <p>(保護具等の点検)</p> <p>第七条 事業者は、第五条の二第一項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第一項の規定により<u>安全带等</u>を使用して酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該<u>安全带等</u>及び前条第二項の設備等を点検し、異常を認めるときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。</p> <p>(立入禁止)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の酸素欠乏危険場所については、<u>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。))第五百八十五条第一項第四号の規定(酸素濃度及び硫化水素濃度に係る部分に限る</u></p>

。は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる省令の規定の適用については、平成三十一年八月一日前に製造された安全帯（要求性能墜落制止用器具（第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）又は同日において現に製造している安全帯（要求性能墜落制止用器具に該当するものを除く。）は、平成三十四年一月一日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなす。

一 第一条の規定による改正後の労働安全衛生規則第三百三十条の五第一項及び第三項、第四百二十二条第一項及び第三項、第五百十一条の百二十七、第九十四条の二十二、第二百四十七条、第三百六十条、第三百七十五条、第三百八十三条の三、第三百八十三条の五、第四百四条、第五百十七條の五、第五百十七條の九、第五百十七條の十三、第五百十七條の十八、第五百十七條の二十三、第五百十八條第二項、

第五百十九條第二項、第五百二十條、第五百二十一條、第五百三十二條の二、第五百三十三條、第五百三十九條の二、第五百三十九條の六、第五百三十九條の七、第五百三十九條の九、第五百五十二條第二項及び第四項、第五百六十三條第三項及び第六項、第五百六十四條、第五百六十六條並びに第五百七十五條の六第二項及び第四項

二 第二條の規定による改正後のボイラー及び圧力容器安全規則第十六條

三 第三條の規定による改正後のクレーン等安全規則第二十七條第二項及び第三項、第三十三條第二項、第七十三條第二項及び第三項、第七十五條の二第二項、第一百十八條第二項、第一百五十三條第二項並びに

第九十一條第二項

四 第四條の規定による改正後のゴンドラ安全規則第十七條

五 第五條の規定による改正後の酸素欠乏症等防止規則第六條及び第七條

○厚生労働省告示第二百四十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条並びに酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）第十二条第三項及び第二十八条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（安全衛生特別教育規程の一部改正）

第一条 安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

			改正後		
			2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
			第二十三条 (略)		
			(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育)		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
(略)			(略)		
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間	労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間
			3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
(略)			(略)		
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	二時間	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに墜落制止用器具及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の取扱い	二時間
			(墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育)		

改正前

			改正前		
			2 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
			第二十三条 (略)		
			(ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育)		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
(略)			(略)		
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間	労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の使用方法及び保守点検の方法	一時間
			3 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
(略)			(略)		
ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の取扱い	二時間	ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置並びに安全帯及び保護帽の取扱い	ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害の防止のための措置 安全帯及び保護帽の取扱い	二時間

第二十四条 安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別

教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。

2| 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	一時間
墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下この条において同じ。）に関する知識	墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 墜落制止用器具の点検及び整備の方法 墜落制止用器具の関連器具の使用方法	二時間
労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	一時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	〇・五時間

3| 第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それ

(新設)

それ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
墜落制止用器具の使用方法等	墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 墜落による労働災害防止のための措置 墜落制止用器具の点検及び整備の方法	一・五時間

(酸素欠乏危険作業特別教育規程の一部改正)

第二条 酸素欠乏危険作業特別教育規程(昭和四十七年労働省告示第百三十二号)の一部を次の表の
ように改正する。

改正後

第一条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

改正前

第一条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

第二条 酸素欠乏症等防止規則第十二条第二項において準用する同条第一項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。

(略)	科目	範囲	時間
	事故の場合の 退避及び救急 そ生の方法	安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及びに保守点検の方法 人工呼吸の方法 人工そ生器の使用 方法	一時間

(傍線部分は改正部分)

（酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程の一部改正）

第三条 酸素欠乏危険作業主任者技能講習及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第三百三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法和びに保守点検の方法	二時間

2・3 (略)

(講習科目の範囲及び時間)

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、墜落制止用器具等並びに救出用の設備及び器具の使用方法和びに保守点検	二時間

改正前

(講習科目の範囲及び時間)
 第二条 技能講習の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法和びに保守点検の方法	二時間

2・3 (略)

(講習科目の範囲及び時間)

第五条 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(以下この章において「技能講習」という。)の学科講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。

講習科目 (略)	範囲	講習時間
保護具に関する知識	空気呼吸器、酸素呼吸器及び送気マスク、安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法和びに保守点検の方法	二時間

(傍線部分は改正部分)

2	
・	
3	(略)
(略)	
	の方法

2	
・	
3	(略)
(略)	

(ゴンドラ構造規格の一部改正)

第四条 ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(金具等) 第十九条 ゴンドラは、<u>墜落制止用器具</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>	<p>(金具等) 第十九条 ゴンドラは、<u>安全帯</u>その他の命綱を取り付けるための金具等を備えているものでなければならない。ただし、チエア型のゴンドラにあつては、この限りでない。</p>

○厚生労働省告示第十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、安全帯の規格（平成十四年厚生労働省告示第三十八号）の全部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

墜落制止用器具の規格

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 フルハーネス 墜落を制止する際に墜落制止用器具を着用した者（以下「着用者」という。）の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等ももにおいて支持する構造の器具をいう。
 - 二 胴ベルト 身体の腰部に着用する帯状の器具をいう。
 - 三 ランヤード フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備等（墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）とを接続するため
- のロープ又はストラップ（以下「ランヤードのロープ等」という。）、コネクタ等（ショックア

ブローバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ又は巻取り器を含む。）からなる器具をいう。

四 コネクタ フルハーネス、胴ベルト、ランヤード又は取付設備等を相互に接続するための器具をいう。

五 ショックアブソーバ 墜落を制止するときを生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。

六 巻取り器 ランヤードのロープ等を巻き取るための器具をいう。

七 自由落下距離 労働者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからコネクタの取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

八 落下距離 墜落制止用器具が着用者の墜落を制止するときを生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

（使用制限）

第二条 六・七メートルを超える高さの箇所で使用する墜落制止用器具は、フルハーネス型のものでなければならぬ。

2 墜落制止用器具は、当該墜落制止用器具の着用者の体重及びその装備品の質量の合計に耐えるものでなければならぬ。

3 ランヤードは、作業箇所の高さ及び取付設備等の状況に応じ、適切なものでなければならぬ。

(構造)

第三条 フルハーネス型の墜落制止用器具（以下「フルハーネス型墜落制止用器具」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等ももにおいてフルハーネスにより適切に支持する構造であること。

二 フルハーネスは、着用者に適切に適合させることができること。

三 ランヤード（ショックアブソーバを含む。）を適切に接続したものであること。

四 バックルは、適切に結合でき、接続部が容易に外れないものであること。

2 胴ベルト型の墜落制止用器具（以下「胴ベルト型墜落制止用器具」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 墜落を制止するときに、着用者の身体にかかる荷重を胴部において胴ベルトにより適切に支持する構造であること。

二 胴ベルトは、着用者に適切に適合させることができること。

三 ランヤードを適切に接続したものであること。

(部品の強度)

第四条 墜落制止用器具の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める強度を有するものでなければならない。

区 分	強 度
フルハーネス	日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によってトルソーの頭部方向に一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合及びトルソーの足部方向に一〇・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。
胴ベルト	日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。
ランヤードのロープ等	日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって織ベルト又は繊維ロープについては二二・〇キロニュートン、ワイヤロープ又はチェーンについては一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。ただし、第八条第三項の表の第一種の項に定める基準を満たすショックアブソーバと組み合わせて使用する織ベルト又は繊維ロープについては、引張荷重を一五・〇キロニュートンとする。

	<p>トンとすることができる。</p>
<p>コネクタ</p>	<p>一 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって一一・五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断し、その機能を失う程度に変形し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。</p> <p>二 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める耐力試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、破断し、その機能を失う程度に変形し、又は外れ止め装置の機能を失わないこと。</p>
<p>ショックアブソーバ</p>	<p>日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって一五・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断等によりその機能を失わないこと。</p>
<p>巻取り器</p>	<p>一 日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって一一・五キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、破断しないこと。</p> <p>二 ロック装置を有する巻取り器にあつては、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める引張試験の方法又はこれと同等の方法によって六</p>

・〇キロニュートンの引張荷重を掛けた場合において、ロック装置の機能を失わないこと。

(材料)

第五条 前条の表の上欄に掲げる墜落制止用器具の部品の材料は、当該部品が通常の使用状態において想定される機械的、熱的及び化学的作用を受けた場合において同表の下欄の強度を有するように選定されたものでなければならぬ。

(部品の形状等)

第六条 墜落制止用器具の部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める形状等のものでなければならぬ。

区 分	形 状 等
フルハーネス	一 墜落を制止するときに着用者の身体にかかる荷重を支持する主たる部分の幅が四〇ミリメートル以上であること。 二 前号の部分以外の部分の幅が二〇ミリメートル以上であること。 三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。
胴ベルト	一 幅が五〇ミリメートル（補助ベルトと組み合わせる場合は、四〇ミリメートル）以上であること。

	<p>二 縫製及び形状が安全上適切なものであること。</p>
補助ベルト	<p>一 幅が七五ミリメートル以上であること。</p> <p>二 厚さが二ミリメートル以上であること。</p> <p>三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。</p>
バックル	<p>日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める振動試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、確実にベルトを保持することができること。</p>
ランヤード	<p>一 胴ベルト型墜落制止用器具に使用するランヤードは、長さが一、七〇〇ミリメートル以下であること。</p> <p>二 フルハーネス型墜落制止用器具に使用するランヤードは、当該ランヤードを使用する場合の標準的な自由落下距離が、当該ランヤードに使用されるショックアブソーバに係る第八条第三項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大の上回らないものであること。</p> <p>三 縫製及び形状が安全上適切なものであること。</p>
コネクタ	<p>一 適切な外れ止め装置を備えていること。</p> <p>二 形状が安全上適切なものであること。</p>

(部品の接続)

第七条 墜落制止用器具の部品は、的確に、かつ、容易に緩まないように接続できるものでなければならない。

2 接続部品は、これを用いて接続したために墜落を制止する機能に異常を生じないものでなければならない。

(耐衝撃性等)

第八条 フルハーネスは、トルソーを使用し、日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、当該トルソーを保持できるものでなければならない。

2 前項の試験を行った場合に、トルソーの中心線とランヤードとのなす角度がトルソーの頸部けいを上方として四五度を超えないものでなければならない。ただし、フルハーネスとランヤードのロープ等を接続するコネクタを身体の前面に備え付ける場合等は、五〇度を超えないものとすることができる。

3 ショックアブソーバは、重りを使用し、日本工業規格T八一六五(墜落制止用器具)に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、衝撃荷重、ショックアブソーバの伸びが次の表に定める種別に応じた自由落下距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める基準

を満たさなければならぬ。

種 別	自由落下距離	基 準	
		衝 撃 荷 重	シヨックアブソーバの伸び
第一種	一・八メートル	四・〇キロニュートン以下	一・二メートル以下
第二種	四・〇メートル	六・〇キロニュートン以下	一・七五メートル以下

4 巻取り器は、重りを使用し、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、損傷等によりストラップを保持する機能を失わないものでなければならず、かつ、ロック装置を有するものにあつては、当該ロック装置の損傷等によりロック装置の機能を失わないものでなければならない。

5 胴ベルト型墜落制止用器具は、トルソー又は砂のうを使用し、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める落下試験の方法又はこれと同等の方法による試験を行った場合において、トルソー又は砂のうを保持することができるものであり、かつ、当該試験を行った場合にコネクタにかかる衝撃荷重が四・〇キロニュートン以下のものでなければならない。

6 第一項及び前項のトルソー、第三項及び第四項の重り並びに前項の砂のうは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 トルソーは、日本工業規格T八一六五（墜落制止用器具）に定める形状、寸法及び材質に適合

するもの又はこれと同等と認められるものであること。

二 質量は、一〇〇キログラム又は八五キログラムであること。ただし、特殊の用途に使用する墜落制止用器具にあつては、この限りではない。

(表示)

第九条 墜落制止用器具は、見やすい箇所に当該墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月が表示されているものでなければならない。

2 ショックアブソーバは、見やすい箇所に、当該ショックアブソーバの種別、当該ショックアブソーバを使用する場合に前条第三項の表に定める基準を満たす自由落下距離のうち最大のもの、使用可能な着用者の体重と装備品の質量の合計の最大値、標準的な使用条件の下で使用した場合の落下距離が表示されているものでなければならない。

(特殊な構造の墜落制止用器具等)

第十条 特殊な構造の墜落制止用器具又は国際規格等に基づき製造された墜落制止用器具であつて、厚生労働省労働基準局長が第三条から前条までの規定に適合するものと同等以上の性能又は効力を有すると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

附 則

第一条 この告示は平成三十一年二月一日から適用する。

第二条 平成三十一年二月一日において、現に製造している安全带又は現に存する安全带の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例による。

第三条 前条に規定する安全带以外の安全带で、平成三十一年八月一日前に製造された安全带又は同日において現に製造している安全带の規格については、平成三十四年一月一日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 前二条の規定は、これらの条に規定する安全带又はその部分がこの告示による改正後の墜落制止用器具構造規格に適合するに至った後における当該墜落制止用器具又はその部分については、適用しない。